

Ⅲ 都市環境

<現状・課題>

①地球温暖化の進行

- ・地球温暖化に伴う気候変動の影響が顕在化してきていることから、これまでの温室効果ガス削減などの取組（緩和策）に加えて、異常気象などの影響を低減するための取組（適応策）が求められています。

②安心して生活できる環境の確保

- ・まちは、健康な人も、障害のある人も、大人も子どもも、高齢者も若者も、また性別に関係なく、誰もが安心して生活できることが重要です。宮前区においても、まちの様々なバリアや、幹線道路沿道における騒音・排気ガスなどの諸問題を解消し、安全で快適な都市環境を確保することが求められています。

③多摩丘陵の斜面緑地や農地の減少

- ・多摩丘陵の斜面緑地は、多様な動植物の生息・生育空間であるとともに、市民が自然とふれあうことのできる地域に残された貴重な場所であり、また、都市気象の緩和など、多面的な機能を有しています。さらに、市街地からの緑の景観も大切な要素であることから、この貴重な自然環境を次世代に継承していくことが求められています。
- ・宮前区は、市内で最も広く生産緑地が残る区であり、斜面緑地と併せて自然環境が多く残っていますが、一方で、宅地化の進行により、斜面緑地や農地が減少していることから、良好な斜面緑地や優良な農地の保全とともに、それらを活かしたまちづくりが求められています。
- ・初山の飛森（とんもり）谷戸では、住民主体の保全活動により豊かな自然と里山の風景が残されており、貴重な地域資源となっています。
- ・宮前区には街区公園が数多く点在しており、地域のニーズに応じた公園管理や活用が求められています。

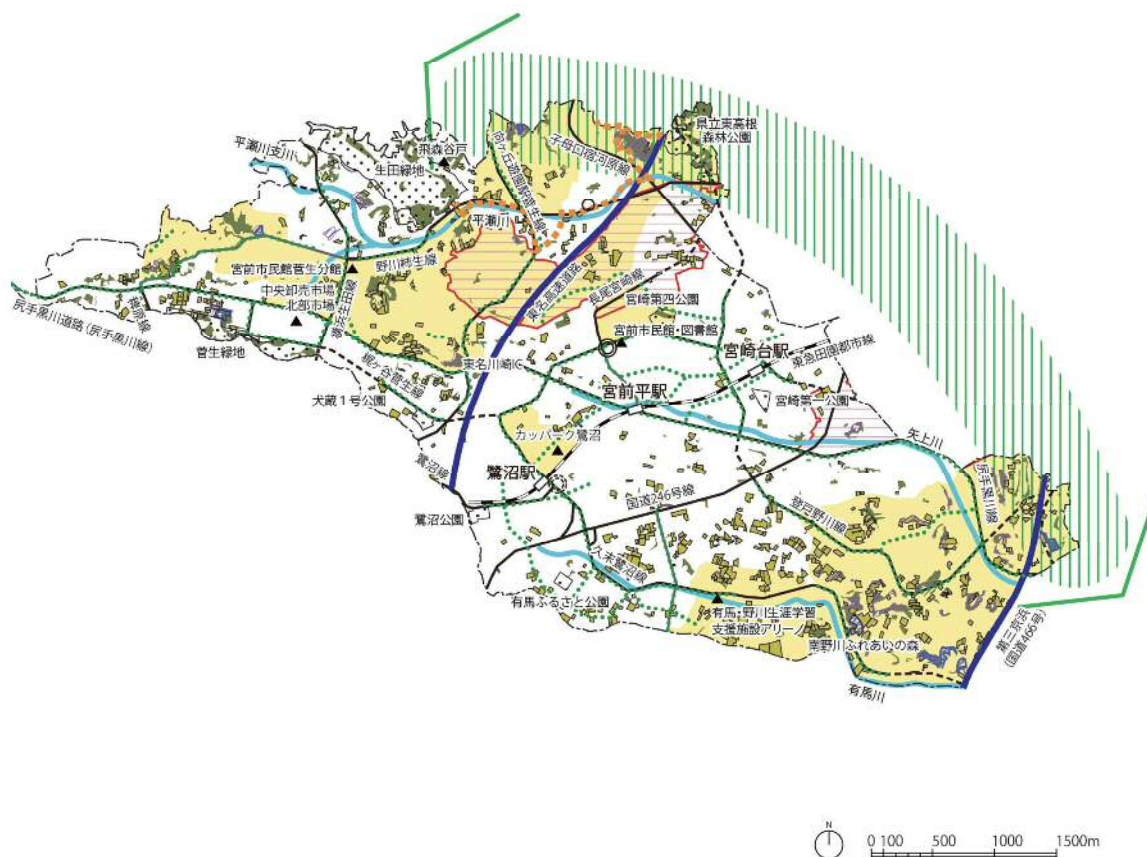
④自然と親しめる河川環境づくり

- ・宮前区には、多摩川水系である平瀬川と平瀬川支川、鶴見川水系である矢上川と有馬川が流れており、このうち平瀬川支川では、多自然型親水護岸の整備と、住民主体による保全活動が進められています。
- ・河川は治水安全性の確保とともに、市民生活にやすらぎを与える貴重な自然空間であり、市民にとって安全で快適な河川環境整備が求められています。

⑤景観と歴史

- ・宮前区は、東急田園都市線の駅を中心として形成された商業・業務地域やその周りを取り囲む住宅地域、農地や緑地が多く残る丘陵部の住宅地域、河川流域の地域など、様々な特色を持つ地域で構成されています。
- ・東急田園都市線の各駅周辺や東名川崎インターチェンジ周辺は、多くの人が往来する宮前区の玄関といえます。宮前区の玄関としてふさわしい景観づくりが求められています。
- ・「宮前」という区名の由来である馬絹村宮ノ前（現：宮前区馬絹）に鎮座する馬絹神社など多くの社寺などの郷土遺跡が、古くから農村集落が形成されていた河川沿いの地域を中心に立地しており、宮前区の歴史的な成り立ちを今に伝えています。
- ・これら宮前区の特長や資源を活かした景観を創出していくことが求められています。

■現状図



— 凡例 —

《 》 多摩川崖線

■ 樹木の集団

■ 主な公園・緑地等

■ 生産緑地

■ 特別緑地保全地区

■ 緑地保全施策済の樹林地

■ 身近な公園が不足している小学校区

■ 高齢化率21%～

○ ○ 区役所・出張所

○ 区役所等移転予定地

— 駅 — 鉄道

— 自動車専用道路

— 都市計画道路(完成・概成区間)

- - - 都市計画道路(事業・計画区間)

— その他の主要な道路

- - - 街路樹

- - - 遊歩道・散策路

— 河川

▲ 主な施設

平成31(2019)年3月現在

1 環境に優しく安心して生活できるまちを育みます

(1) 脱炭素・低炭素都市づくりの推進

①地球環境保全に向けた環境負荷の少ない都市の形成

- ・脱炭素社会の構築による地球環境の保全に向け、優れた環境技術の集積などの強みと特徴を活かして、温室効果ガスの排出量削減の取組（緩和策）を推進するとともに、今後想定される気候変動が市民生活に及ぼす影響を低減する取組（適応策）についても実施し、市民・事業者・行政などの多様な主体との協働による地球温暖化対策を推進します。
- ・建築物の低炭素化を図るとともに、鉄道駅周辺への様々な都市機能の効率的な集約化にあわせて、駅へのアクセスを高める取組などを推進し、環境にやさしく利便性の高いコンパクトな都市の形成をめざします。
- ・土地の高度利用を図る地域において、地球環境に配慮した都市づくりを誘導するため、民間活力や創意工夫を最大限活かす観点から、都市の成長に寄与する幅広い環境貢献の取組を評価し、都市の成長を促す取組を推進します。
- ・治水・水害対策、暑熱対策などの気候変動適応策を推進し、市民が安全で健康に暮らせるまちの形成をめざします。
- ・緑地は二酸化炭素の吸収源であるとともに、ヒートアイランド現象の緩和にも寄与することから、多摩丘陵の樹林地や農地などの緑地の保全を図るとともに、街路樹や公園・緑地の整備、屋上緑化や壁面緑化などの都市緑化の取組を推進します。

②エネルギーの最適利用と次世代エネルギーの導入

- ・本市が多様なエネルギーの供給地であるとともに、太陽光、風力、バイオマス、水素などの次世代エネルギーを活用した取組が市域で展開されていることから、その特色を活かしながら、創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組など、エネルギーに関する取組を推進します。
- ・建築物環境配慮制度（CASBEE川崎）や太陽光発電設備設置などの導入支援などにより、省エネルギー型設備の導入や風や光などの自然エネルギーの利用など、環境に配慮した建築物の整備を促進します。
- ・地球温暖化の防止や循環型社会の形成に向け、公共施設などへの太陽光発電システムやコージェネレーションシステムなどの導入、木材の利用促進に努めるとともに、「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」に基づき、民間事業者の開発計画において環境配慮型の取組を評価し、環境負荷の少ない優良な都市開発の誘導を図ります。
- ・低炭素建築物認定制度の適正かつ効率的な運用により、都市の低炭素化を促進します。

③スマートシティの推進

- ・多様な主体と連携しながら、エネルギーの最適利用やICT（情報通信技術）・データの利活用により、快適性・利便性の向上と環境に配慮したスマートシティを推進します。

(2) 環境に配慮した交通体系の構築

①環境に配慮した交通環境の整備

- ・環境負荷の低減に向け、路線バスによる駅へのアクセス向上などにより、駅への利便性を高め、公共交通の利用促進を図ります。
- ・交差点改良など局所的かつ即効的な対策を進め、効率的・効果的に自動車交通の円滑化を推進します。
- ・幹線道路の整備にあたっては、周辺市街地への環境影響を低減するため、道路緑化を進めるとともに、低騒音舗装などの道路構造の改善に努めます。

②交通の低炭素化の促進

- ・燃料電池自動車や電気自動車などの次世代自動車の普及促進及び利用環境の整備に向けた取組を推進します。
- ・エコドライブの普及に向けた取組を推進します。

(3) 地域環境対策の推進

- ・用途地域などの地域地区の指定にあたっては、市民の健康や安全な生活環境の維持を図るため、環境との調和に配慮した土地利用の誘導に努めます。
- ・行政による都市施設の整備や市街地開発事業の実施にあたっては、地域の環境特性を十分把握し、周辺環境との調和や大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、雨水流出、廃棄物の増加、風環境などによる環境影響への配慮に努めます。
- ・大規模な土地利用転換にあたっては、周辺市街地との調和や環境改善などに資する計画的な土地利用の誘導に努めます。また、事業者などに対して、土壌汚染対策などの適切な取組を指導します。
- ・民間事業者などによる一定規模以上の建築物などの建築については、あらかじめ大気、水、土、生物などへの影響の回避又は低減を図り、良好な環境の保全に努めるよう、環境配慮を適切に誘導します。
- ・民間事業者などによる、土地の区画形質の変更を伴う大規模な開発行為などに対しては、周辺の環境特性や土地利用と整合するよう、緑地や生物の生息環境への配慮や水質汚濁、雨水流出、廃棄物などによる環境への影響の配慮を適切に誘導します。
- ・事業所などからの大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動などの公害を防止するため、事業者などの適切な取組を指導します。

(4) 環境に優しい循環型のまちづくり

- ・持続可能な循環型のまちの実現に向けて、より一層の環境負荷の低減を図るため、市民・事業者・行政の協働による発生抑制、再使用、再生利用の取組を推進します。
- ・首都圏における消費地である本市の特徴と強みを活かして、国産木材の利用促進・普及を図ります。



燃料電池自動車

2 宮前区らしい水と緑の骨格の形成をめざします

(1) まちの骨格を形成する緑・水の保全と活用

- ・多摩丘陵の広域的な広がりの中で、多摩川崖線の樹林地を「多摩川崖線軸」として位置づけ、多摩丘陵の尾根線の斜面緑地と併せて、緑地保全に関わる様々な制度を活用するとともに、近隣自治体と連携し、その保全に努めます。
- ・まちの骨格を形成する多摩川水系の平瀬川、平瀬川支川や、鶴見川水系の矢上川、有馬川を「水の軸」として位置づけ、潤いのある街なみを形成する大切な環境資源として、その保全・再生などに努めます。
- ・営生緑地などの大規模公園・緑地を「公園緑地の拠点」と位置づけ、市民の休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動などの利用に供するレクリエーション機能をはじめ、防災機能、環境保全機能、景観形成機能の発揮をめざします。
- ・公園や樹林地などの緑の空間に加え、それを支えるさまざまな協働の主体と、暮らしを支え高める緑の活用の仕組みなどをグリーンインフラとして捉え、その構築により、緑の効用を常に実感できる、緑ある暮らしの創造をめざします。



尾根線の緑

(2) 計画的な公園・緑地の配置の方針

- ・緑のネットワークの形成や都市気象の緩和、大気汚染の軽減、騒音の防止などを図るとともに、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間を確保し、身近な自然とのふれあいの場の提供など、環境保全の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・緑とオープンスペースの確保や市民が快適に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の確保の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・都市の防災機能の向上により、安全で安心できる都市づくりを図るため、災害時などに避難地や復旧・復興の拠点となり得る公園・緑地を計画的に配置することに努めます。
- ・多摩丘陵に存する樹林地や生産緑地地区などは、良好な田園的景観を醸しだしていることから、これらの緑地については、郷土的景観を構成する緑地として保全に努めます。
- ・市街地においては、地域の景観構成の核となるよう公園・緑地を配置し、公共施設緑化、街なかや河川流域の地域緑化を推進し、街なみ景観の形成に努めます。

(3) 「農」ある風景の保全

- ・宅地化が進んだ住宅地においても、各地域で多くの農地が残されており、農のある暮らしや風景を維持するため、都市型農業の振興と優良な農地の保全に努めます。

(4) 緑と水のネットワークの形成

- ・多摩丘陵の斜面緑地や、街なかの生産緑地、社寺林、事業所の緑、住宅地の緑を緑道や街路樹、河川・水路などでつなぐことにより、「緑と水のネットワーク」の形成をめざします。
- ・河川や水路は、市街地に残された貴重な緑と水のオープンスペースとして、河川整備にあたっては、地域の実情に応じて、環境に配慮した親水空間の整備や、河川や水路に隣接する道路などの緑化に努めるなど、「緑と水のネットワーク」の形成をめざします。

3 緑の資源を活かしたまちを育みます

(1) 良好な斜面緑地の保全

- ・多摩丘陵の一角に位置する多摩川崖線をはじめとした斜面緑地は、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間や、市民の生活に潤いを与える貴重な自然環境であることから、緑地総合評価に基づいて、土地所有者の協力を得ながら、「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」の指定、「緑地保全協定」の締結、ふれあいの森(市民緑地)として借地契約を行うなど、様々な緑地保全施策を活用し、保全に努めます。
- ・一定規模以上の開発が行われる場合には、事業者や土地所有者に対して、緑の保全と緑化の推進への協力を求めていくとともに、開発対象箇所の自然環境の保全・創出などの指導を行います。
- ・「特別緑地保全地区」などに指定された緑地については、良好な自然環境を維持していくために、植生管理や生物多様性の保全といった観点から、市民と協働して「保全管理計画」を策定し、里山ボランティアなどの市民の活動を支援し、保全管理に努めます。
- ・多摩丘陵における緑の保全・再生・創出・活用にあたっては、市域が首都圏の貴重な自然環境である多摩・三浦丘陵の一角に位置していることから、関係自治体との連携を深め、広域的な取組を促進します。



南野川緑地保全地区

(2) 市街地における緑の保全と整備

①大規模公園緑地の整備・活用

- ・区民が自然とふれあえる緑の拠点として、生田緑地や菅生緑地などの大規模公園・緑地の保全・整備を市民協働により進めます。
- ・菅生緑地では、里山の自然環境の保全・整備について、市民協働による「市民健康の森」の取組として行われており、地域の貴重な自然を守り育てる市民の主体的な活動を支援します。

②生活に身近な公園の整備・活用

- ・宮崎第4公園などの、地域の核となる「近隣公園」は、少子高齢社会における子育てや健康増進の場など、多世代の交流が可能な地域コミュニティの場として活用するとともに、老朽化した公園は、市民参加により整備計画を策定し、公園の再生に努めます。
- ・地域の身近な「街区公園」は、借地公園制度などの整備手法を活用するなど、地域のニーズに沿った特色ある公園の整備に努めます。
- ・公園施設の長寿命化を図るとともに、公園の再整備にあたっては、市民参加による地域のニーズを踏まえた魅力ある公園づくりに努めます。



菅生緑地

③協働による身近で安全な公園づくりと活用の促進

- ・身近な公園・緑地は、地域住民が公園の維持管理や利用調整を行う「管理運営協議会」などを組織し、さらに「管理運営協議会」などを中心に、住民主体による公園・緑地の弾力的な運用を促進することにより、地域コミュニティ形成の場として柔軟な活用を図ります。



協働による街なかの緑化

④多様な公園・緑地の整備・保全

- ・再開発などの整備の機会を捉えて、都市景観の向上や歩行者などの休息・交流などのための「広場」の配置に努めます。
- ・都市林については、土地の形態などに応じて、自然環境の保護、保全、復元に配慮した整備を市民協働により図ります。
- ・環境保全機能や災害時の安全な避難路、避難地などが期待できる「緑道緑地」の配置に努めます。
- ・大規模な土地利用転換などにあたっては、「緑化指針」などに基づき、緑化地の創出を適切に誘導します。

⑤長期未整備公園・緑地の整備・見直し

- ・長期未整備となっている都市計画公園・緑地については、地域ニーズや社会情勢、市域全体としての公園・緑地のあり方などを踏まえつつ、整備や区域の見直しに向けた取組を進めます。

(3) 市民協働による街なかの緑化推進

- ・市街地においては、公共公益施設の緑化に努めるとともに、市民や事業者との協働により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化、事業所緑化などの民有地の緑化を促進し、環境や景観の向上に寄与する市街地の緑化の推進に努めます。
- ・工場をはじめとした事業所の緑化を誘導するとともに、緑地環境の維持・保全を促進します。
- ・地域の協働による地域緑化推進地区の認定や緑化助成制度の活用を促進し、住民の発意による主体的な地域緑化の活動を支援します。
- ・人の集まる駅前広場や街かどのオープンスペース、主要な道路の植栽帯、庁舎、遊休地となっている公共事業予定地などに、植樹帯や花壇、フラワーポットなどを設置して、草花を植え、彩り豊かな花の街かど景観を創出する市民の主体的な活動を支援します。
- ・鉄道駅周辺は、都市緑化を効果的かつ効率的に推進するため、「緑化推進重点地区」として、市民、事業者と協働して策定した緑化推進重点地区計画に基づき、公共施設の緑化や民有地の緑化などを促進します。
- ・街路樹の適切な維持管理を進めるとともに、街なみ景観や歩行者の通行に支障をきたしている狭い歩道に植樹された街路樹の樹種、管理のあり方を検討し、良好な街路樹ネットワークの形成をめざします。

(4) 住宅地と農地が調和したまちづくり

① 優良な農地の保全と活用

- ・農地は、都市における新鮮な農産物の供給地として、さらに、良好な景観の形成や水源の涵養などの緑地としての機能、都市気象の緩和、火災の延焼防止や一時的な避難場所などの防災機能、レクリエーション機能、食育などの福祉・教育機能など、多面的な機能を持っていることから、良好な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、生産緑地地区への指定を促進し、一層の保全に努めます。
- ・生産緑地地区の指定から30年を迎える農地のうち、その後も良好な都市環境の形成を図るうえで保全の必要がある農地は、農業者の営農意向などを基に特定生産緑地に指定し、保全するとともに、その後も指定期限を延長するなど、継続的な保全に努めます。
- ・生産緑地地区などの農地が一定のまとまりを有し、周辺の低層住宅と一体となった環境を保全する機運が見込まれる地域などにおいては、農業の利便増進と農地と調和した良好な住環境を保護するため、農地所有者の意向などを踏まえ、「田園住居地域」の導入を検討します。
- ・地域の防災性の向上をめざして、農業者の協力により、災害復旧活動支援の場となる「市民防災農地」の登録を進め、農地の活用に努めます。

② 営農環境の維持

- ・生産緑地地区における持続可能で安定的な農業経営を行う視点から、農地の集約化などによる営農環境を維持するとともに、農地と調和した良好な住環境を形成するためにも、農地と住宅地とが調和した計画的なまちづくりをめざします。

③ 「農」に親しめるまちづくり

- ・都市農地の保全・活用を進めるために、農業者が開設し、自ら指導を行う体験型農園やレクリエーション農園、学校農園など市民が「農」に親しむことができる仕組みづくりに向けて、農業者・市民と協働して取り組みます。
- ・農産物の直売所の設置などによる地産地消の仕組みづくりなど、農業者と住民との協力による「農」のあるまちづくりの活動を支援します。



農イベント

4 水の資源を活かしたまちを育みます

(1) 流域を視野に入れた総合的な治水対策と健全な水循環系の構築

- ・流域の保水・遊水機能の確保や、流域一体となった総合的な治水対策をめざします。
- ・河川については、都市の安全性を高めるため、河川改修や適切な維持管理により、治水機能の確保などを図るとともに、自然環境や社会環境、景観や水質、親水などに配慮した、人と自然に優しい河川づくりをめざします。

(2) 水に親しめる河川づくり

- ・河川は、治水上の機能に加え、動植物が生息する水と緑の空間、市民に潤いとやすらぎをもたらすオープンスペース、沿川地域と一体となった都市景観の形成、震災時における避難路、延焼遮断帯などの防災機能といった多様な役割を果たしていることから、治水安全度の向上と、自然生態系の保全と回復とのバランスの取れた河川整備をめざします。
- ・平瀬川は、自然環境と親水性に配慮した、流域のまちづくりと一体となった整備をめざすとともに、環境の保全や活用をめざす住民主体のまちづくり活動を支援します。



平瀬川親水空間

- ・鶴見川水系の矢上川、有馬川は、流域の健全な水循環系の回復を理念とする「鶴見川流域水マスタープラン」と連携して、河川整備や河川環境の改善に努めます。また、河川敷や水面などの水辺環境の向上を図るため、動植物の生育・生息空間の保全・再生や緑化の推進などに努めます。
- ・矢上川・有馬川の自然環境を活かした公園・緑地の整備や散策路の設定など、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します
- ・河川・水路の潤いある空間づくりにあわせて、水辺空間を活かした沿川市街地の街なみ景観づくりに取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・丘陵部の谷戸には湧水が残されていることから、健全な水循環を回復し、地下水の保全を図るため、地下水涵養の取組に努めます。

(3) 水の安定した供給・循環

- ・良質で安全な水道水を安定的に供給するため、老朽化した施設や水道管路の更新・耐震化を計画的に進めます。
- ・省エネルギー機器の採用や地形の高低差を活かした自然流下による取水・送水・配水を継続するなど、環境に配慮した取組を進めます。
- ・将来にわたり安定的に質の高い下水道サービスを提供するため、下水道施設の適切な維持管理を行うとともに、老朽化した施設の更新・耐震化を計画的に進めます。

5 地域の特性にあわせた景観を育みます

(1) 宮前区を形づくり骨格を際立たせる景観形成

- ・宮前区の骨格を形成する景観要素である、地形の変化や尾根線、平瀬川などを大切にし、その特徴的な骨格を際立たせる景観づくりをめざします。

(2) 宮前区の玄関としての景観形成

- ・宮前区の玄関としてふさわしい、鉄道駅や東名川崎インターチェンジ周辺の良い街なみ景観を形成するため、地域資源を活かした、街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

- ・宮前区における良好な景観形成の先導的役割をもつ鷺沼・宮前平駅周辺地区は、宮前区の都市イメージをつくる顔として、個性と魅力ある表情豊かな景観づくりをめざします。

- ・東名川崎インターチェンジ周辺地区では、尻手黒川道路（尻手黒川線）の緑化や屋外広告物の適切な管理に努めます。



駅周辺の並木道

(3) 連なりのある沿道景観の形成

- ・沿道商業施設の立地がみられる幹線道路沿道地域では、屋外広告物の適切な管理に努めるとともに、街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、連なりのある良好な沿道景観の形成をめざします。
- ・一定幅員以上の幹線道路において、道路緑化に努めるとともに、沿道の街なみ景観の向上・改善に取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

(4) 緑や水と調和した住宅地景観の形成

- ・住宅と緑地や農地が混在する地域においては、日常生活の中で農とふれあうことができる生活空間を確保するため、地区計画や建築協定などを活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、緑地や農地と調和した住宅地の景観形成に努めます。
- ・営生緑地や生田緑地などの大規模公園・緑地の整備を進めるとともに、土地所有者の協力を得ながら、良好な斜面緑地や優良な農地の保全など、自然環境に配慮した土地利用を誘導することにより、緑豊かなまちを育みます。
- ・ブロック塀の生け垣化や住宅地内の民有地緑化を促進し、緑豊かなゆとりのある住宅地の景観形成をめざします。
- ・平瀬川を中心に、河川の自然環境や景観を活かした潤いのある住環境と街なみ景観の形成をめざして、地区計画や建築協定などを活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・矢上川・有馬川の流域においては、河川や緑地の自然環境、自然景観を活かし、それらと調和した住環境の形成に向けて、地区計画や建築協定などを活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・河川改修の際には、河川の自然空間を活かした水辺に親しめる空間づくりに努めます。

(5) 歴史・文化資源を活かした街なみづくり

- ・宮前区は、縄文時代の初期から農村地域としての営みが行われてきており、河川流域の社寺などの歴史資源など、歴史的な雰囲気を感じさせる地域資源が多く存在していることから、これらの地域資源を活かした街なみづくりをめざします。

(6) 市民・事業者・行政の協働による景観づくり

- ・良好な景観形成に向けて、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすことが求められています。景観形成の主役として、市民の主体的な景観づくりの活動を支援するとともに、景観形成の協力者である事業者に対しては、景観形成施策に基づく事業の実施を誘導します。
- ・行政は、景観形成の総合的な推進役として、景観に配慮した公共空間の整備に努めます。



神木山等覚院

■都市環境方針図



—方針—

緑化推進重点地区

(みどり軸)

多摩川崖線軸

水の軸

(みどり拠点)

公園緑地の拠点

緑の拠点

優先的に保全を図るべき緑地

保全すべき緑地

保全対象の緑地

—基本凡例—

区役所・出張所

区役所等移転予定地

駅

自動車専用道路

都市計画道路(完成・概成区間)

都市計画道路(事業・計画区間)

その他の主要な道路

街路樹

遊歩道・散策路

水路

河川

生産緑地

特別緑地保全地区

主な公園・緑地等

主な施設

平成31(2019)年3月現在